

資料5

雇用期間の更新見込みのある場合の取り扱いについて

現状

- 雇用期間が3月31日で終了の場合、4月1日からの新たな就労証明書の提出が必要となります。勤務先によっては、雇用見込みありと伝えられている場合があります。しかし、就労証明書がないため4月1日からは求職活動による保育認定となります。

対応

- 翌年度の就労証明書が提出できない場合、更新見込みがある場合は、引き続き就労の取り扱いとしたい。